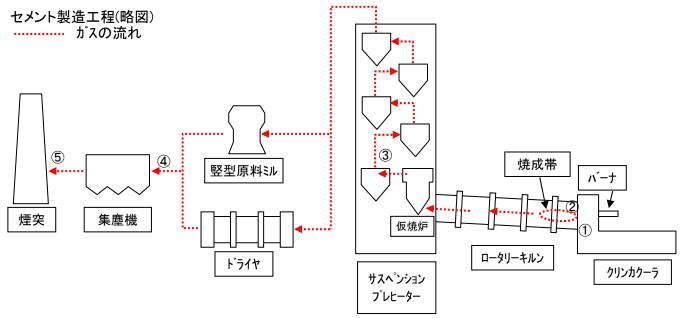
公表データの測定位置(イメージ図)



- 1)燃焼室中の燃焼がみ温度(代用: クリンカ落口温度or焼点温度)図中(1)or(2)
- 2)集塵機入口がス温度 図中④
- 3)煙突から排出される排がス中の一酸化炭素濃度(集塵機出口、集塵機入口) 図中④or⑤
- 4)焼成炉中の温度(代用: クリンカ落口温度or焼点温度)図中(1)or(2)
- 5)煙突から排出されるダイオキシン類濃度、ばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物) 図中⑤

•測定値条件

- 1)燃焼室中の燃焼ガス温度の測定場所としてはロータリーキルンの窯尻部が適切であると思われるが、ガス温度が高温であること、 高温のセメント原料が多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にあるため、 産廃物再生利用条件の燃焼ガス温度が800℃以上を立証できる筒所としてクリンカ落口温度又はロータリーキルン焼点温度を代用する。
- 3)煙突から排出される一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように焼却することとされているが、改正省令により、煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排がス中のダイオキシン類の濃度を3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りではない。

上記の内容もあるが、一酸化炭素の測定は実施する。集塵機出口、集塵機入口のどちらにするかは現在、濃度計を設置している場所によるものとする。

4)燃焼炉中の温度の測定場所としてはロータリーキルンの焼点温度が適切であると思われるが、高温のクリンカダストが多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にある場合は、焼点温度より100℃程低い値となるが、焼成炉中温度1000℃以上を立証できる筒所としてクリンカ落口温度を代用する。

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設維持管理記録簿【焼却施設】は第八条の三第二項は第十五条の二の三第二項

〇燃焼ガス及び排ガスの分析の実施状況と措置

•関係法令

施行規則第四条の五の二(一般廃棄物)及び施行規則第十二条の七の二(産業廃棄物)ロ)焼却施設の燃焼室中の燃焼がスの温度等、ハ)冷却設備及び排がス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日、二)煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の濃度及びばい煙濃度、 お)固形燃料の保管設備内の清掃を行った年月日であり、これに則って下表を作成した。

测宁值冬烟

- 1) ロ)→ト 燃焼室中の燃焼がス温度の測定場所としてはロータリーキルンの窯尻部が適切であると思われるが、ガス温度が高温であること、高温のセメント原料が多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境 にあるため、産廃物再生利用条件の燃焼がス温度が800℃以上を立証できる箇所としてクリンカ落ロ温度又はロータリーキルン焼点温度を代用する。
- 2) ロ)-ヲ 煙突から排出される一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように焼却することとされているが、改正省令により、煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の 濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排がス中のダイオキシン類の濃度を3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りではない。 上記の内容もあるが、一酸化炭素の測定は実施する。集塵機出口、集塵機入口のどちらにするかは現在、濃度計を設置している場所によるものとする。
- 3) ロ)−ツ 燃焼炉中の温度の測定場所としてはロータリーキルンの焼点温度が適切であると思われるが、高温のクリンカダストが多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にある場合は、焼点温度より100℃程 低い値となるが、焼成炉中温度1000℃以上を立証できる箇所としてクリンカ落口温度を代用する。
- 4) 二) ダイオキシンについてはロ)-ヲ同様の条件となる。

2025年度 埼玉工場 6号キルン

2025年度		上工場 6号キルン	項	B			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	口)	ト. 燃焼室中の燃炉	売ガスの温度を連続的に測え	(1)測定位	置 図中①or2	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	
		測定値:クリンカ落口温度orロータリーキルン焼点温度				月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
						果 平均値	1,366°C	1.357°C	1.340°C	_	1,192°C	1,153°C						
					(焼点温度	(1) 平均恒	·	,	,			·						1
		リ. 集じん器に流入する燃焼がスの温度。但し、集じん器内で燃焼がスの温度を			(1)測定位	置 図中④	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口		④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口
_		速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合は集じん器 内で冷却された 燃焼がスの温度を連続的に測定し、且つ、記録すること。			(2)測定年	月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
					(3)測定結:	果 基準値	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C
般		測定値:集塵	器の入口ガス温度			最大値	170°C	173°C	174°C	-	173°C	174°C						
MX		ヲ. 煙突から排出る	される排がス中の一酸化炭素	の濃度を連続 的に測定し、	(1)測定位	 置 図中④or®	⑤ 集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	5集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口
廃		且つ、記録すること。 測定値:集塵機出口or集塵機入口			(2)測定年	月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
					(3)測定結:	果平均值	1361ppm	1071ppm	1139ppm	_	732ppm	961ppm						
棄					(集塵機出		1301ppm	1071ppm	ттээррті	_	/32ppm	90 i ppm						1
		ッ. ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を				置 図中①or2	O 17-11111-12-12-1	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度		②焼点温度		②焼点温度	②焼点温度		②焼点温度	②焼点温度
物		摂氏1000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定 し、 且つ、記録すること。			(2)測定年		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
						基準値 基準値	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C
		測定値:クリンカ落口温度orロータリーキルン焼点温度				最小値	1,076°C	1,112°C	1,096°C	_	1,005°C	1,009°C						1
	N)	冷却設備及び排がス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日			除去年月	3	運転中は連続	運転中は連続	運転中は連続	_	8月9日	運転中は連続						
産	=)	一煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、硫黄酸			ダイ (1)排がス採		⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口
.—		化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物は六ヶ月に一回以上測定し、かつ、 記録すること。				取年月日	2025年4月24日	-	2025年6月6日	-	2025年8月29日	-						
業						导年月日	2025年6月4日	-	2025年8月1日	-	2025年10月14日	-						
		但し、セメントキルンは上記:測定値条件2)ロ)-ヲに該当する為、ダイオキシン類の			(4)測定結:	果	0.017ng-TEQ/Nm3		0.0021ng-TEQ/Nm3		0.0079ng-TEQ/Nm3							
		濃度は3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録する。			基準値						3 ≦0.1ng-TEQ/Nm3							
廃											⑤集塵機出口		⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口
					酸化 (2)排がス採		2025年4月24日		2025年6月6日		2025年8月29日							
棄		各工場ダイオキシン、ばい煙濃度基準値			物 (3)結果取		2025年5月15日		2025年7月3日		2025年9月17日	-						1
		6号	基準値	法及び条例名	(4)測定結:		0.35ppm	-	1.1ppm	-	0.2.ppm	-	2				2	<u> </u>
44_		ダイオキシン	≦0.1ng-TEQ/Nm ³	廃掃法	基準値		≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm
柳		硫黄酸化物	≦485ppm	大防法(K値17.5)	ば (1)排がス採			⑤集塵機出口			⑤集塵機出口		⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口
		ばいじん	≦0.1g/Nm³	大防法	い (2)排がス摂		2025年4月24日		2025年6月6日		2025年8月29日							
		塩化水素	≦700mg/Nm³	大防法	じ (3)結果取		2025年5月15日		2025年7月3日		2025年9月17日							
		窒素酸化物	≦480ppm	大防法	ん (4)測定結: 基準値		<0.001g/Nm3		<0.001g/Nm3	-	<0.001g/Nm3 ≦0.1g/Nm3		<0.1 /N 0	<0.1 /N 0	<0.1 /N 0	<0.1 (N 0	<0.1 /N 0	<0.1 (N 0
#		•			塩 (1)排がス採		≦0.1g/Nm3	5 ⑤集塵機出口	≦0.1g/Nm3		⑤集塵機出口							
共					化 (2)排がス拐		2025年4月24日		2025年6月6日		3 朱座版山山	3 朱座版山山	り条座版山口	り条座版山口	3 朱座版山口	3 朱座版山山	り条座版山口	り条座版山口
通					水 (3)結果取		2025年4月24日		2025年0月0日		_	_						
乪					素 (4)測定結		<0.5mg/Nm3	- 	0.94mg/Nm3	 	 	_						
					基準値	•		<700mg/Nm3		<700mg/Nm3	3 ≦700mg/Nm3	<700mg/Nm3						
					窒素 (1)排がス採						⑤集塵機出口							
					酸化 (2)排扩ス拐		2025年4月24日		2025年6月6日		2025年8月29日		ジ末座阪山口	シ末座阪山口	シ木座1阪山口	シ木座 阪山口	◎木座阪山口	❷未座饭山口
					物 (3)結果取		2025年4月24日		2025年7月3日		2025年8月29日							<u> </u>
					(4)測定結:		110ppm	_	56ppm	_	150ppm	_						<u> </u>
					基準値	•	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≤480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≤480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm
北田中生	T 0 1/2	・ロノノ)のはいまま!	はけ 定量下限値またけ	トルエの<i>は</i>ナニナ	坐千胆							= +0000111		= +0046111		= 400hhiii	= +00ppiii	= +00000111

* 測定結果の符号(く)の付いた数値は、定量下限値または検出下限値を示す

【コメント】